

岩瀬文庫広場測量・設計業務委託仕様書

1 趣旨

西尾市岩瀬文庫は、明治 41 年に岩瀬弥助によって創設された私立図書館である「岩瀬文庫」を前身とする。岩瀬文庫は創設時に、閲覧室や会堂がある本館及び書庫などの建物とともに、敷地内には、現存する池を配した庭園が整備された。西尾市では、大正時代に建築された煉瓦造書庫とおもちゃ館の保存修理の実施に合わせ、現存する明治時代に築かれた庭園遺構を保存活用し、歴史的な建物と調和した広場として再整備を行う計画である。

本業務は、敷地中央部の 3,320 m²について、現況把握のための調査を行った上で、整備方針を示した計画策定及び基本設計を行うものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名
岩瀬文庫広場測量・設計業務
- (2) 業務場所
西尾市亀沢町地内（岩瀬文庫）
- (3) 業務期間
契約締結日から令和 6 年 3 月 19 日まで
- (4) 業務対象範囲
別紙範囲 3,320 m²（計画地という。）
実測面積が計画面積と異なる場合は、実測面積が優先する。
建物は対象としない。
- (5) 業務概要
 - ・各種調査
 - ・整備基本計画
 - ・基本設計

3 業務内容

- (1) 各種調査

2 棟の登録有形文化財建造物が立地する池を含む計画地(3,320 m²)を対象として、現況把握に必要な調査を行う。

庭園部分は樹木が繁茂して池の護岸や石造物が潜在化していることから、各種調査が可能となる程度まで中低木を対象とした伐採・剪定及び除草作業を行うこと。再整備において中心的な空間となることから、以後の植栽整備を念頭においた作業が求められる。そのため、作業従事者は国の認定団体である文化財庭園保存技術者協議会の正会員もしくは同等の技術を有するものを充てること。伐採木は発注者の了解を得るとともに、枝葉や幹等の発生材は建造物や諸施設を損傷しないよう、ある程度の大きさや長さに切断し、場外にて適切に処分すること。

伐採・剪定等の作業後に地形及び地割、建造物や構造物の位置関係、さらには護岸や石造物、樹木などの庭園を構成する要素を含めて調査・図化作業を行う。各種調査の項目は以下の通りとする。

ア 地形測量

現況平面図 縮尺 1/200・20 cmコンター

イ 池護岸調査

護岸平面図 縮尺 1/100・石材の外郭線と稜線を表現

護岸の石組みは明治時代に整備された庭園遺構であるため、遺構の保存に留意すること。石組みが土砂や落ち葉に埋もれている部分は必要に応じて土砂等の除去を行い、石材を露出させた状態で図化を行うこと。

ウ 石造物調査

平面・立面図縮尺 1/20・立面は 2 面を原則とするが、対象物により変更する場合がある。

エ 樹木調査

樹木位置図及び樹木毎の樹高・幹周・枝振り・生育状況を明記したリストを作成する。
対象とする樹木は、概ね目通り直径 10 cm以上とする。

(2) 整備基本計画

令和 4 年 3 月に策定された『西尾市岩瀬文庫・西尾市立図書館おもちゃ館(旧岩瀬文庫児童館)保存活用計画』にて、計画地を保全範囲と位置づけ、保護の方針を定めている。この計画を上位計画とし、整合を図った整備基本計画とすること。既往の資料や現地調査成果を基に現状と課題を整理し、計画地が有する価値を保存・公開するための具体的な計画を取りまとめる。とくに、明治時代に整備された池の環境改善のための方策を盛り込むこと。また、事業内容の周知を図るため、計画書内に整備概念図やイメージ図(A3 版・1 点)を作成する。

計画に盛り込む内容は下記のとおりとする。

(3) 基本設計

整備事業は令和 6 年度の開始、8 年度の完了の予定しており、事業を円滑に進めていくため、整備内容を平面図や施設詳細図等により示す。実施設計にて細部の仕様やおさまりについて検討するため、基本設計では設計条件を確定させるとともに、詳細な技術的検討まで行う。その上で概算工事費を算出して、令和 6～8 年度の事業計画(建造物を除く)を計画書に盛り込むこと。

(4) 打ち合わせ

作業工程に合わせて発注者と打ち合わせを行う。打ち合わせにあたっては資料、打ち合わせ記録を作成すること。なお、発注者が依頼した専門家が同席する場合がある。

4 成果品

(1) 各種調査成果

- ・伐採、剪定作業の作業写真帳
- ・測量成果簿
- ・現況平面図(1/200・20 cmコンター)
- ・石造物平面・立面図(縮尺 1/20・立面は 2 面)
- ・樹木位置図(現況平面図を基に作成)
- ・樹木リスト(樹木毎の樹高・幹周・枝振り・生育状況)

(2) 打ち合わせ記録

- ・打ち合わせ記録

(3) 整備基本計画書

- ・整備基本計画書(A4 版) 印刷製本(無線綴じ)100 冊及びデータ(PDF 形式)

※(1)～(3)をまとめたものを 1 部(A4 版ファイル綴じ)と上記データ(PDF 形式及び図面は AI・DXF 形式)を提出すること。

5 その他

(1) 個人情報等の保護

受託者は、本委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を本委託業務を遂行する目的以外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

(2) 著作権

本業務に関する成果品の著作権は西尾市に帰属するものとする。

(3) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

(4) 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者からの提案を受けて、契約締結時には協議のうえ変更する場合がある。